

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第49条の5の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>3～7 略</p>	<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第49条の2第5項の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>3～7 略</p>
<p>（高速自動車国道等における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>（1） <u>高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線及び岡山米子線）</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） <u>一般国道373号（駒帰インターチェンジから智頭インターチェンジまでの間における自動車専用道路及び岡山県境から駒帰インターチェンジまでの区間に限る。）</u></p>	<p>（高速自動車国道等における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>（1） 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線</p> <p>（2） 略</p>
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 通行禁止の規制（力からコマでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 通行禁止の規制（力からコマでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁</p>

止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。)の対象から除外する車両

ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)～(オ) 略

(カ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両(当該者を輸送する車両を含む。(キ)から(サ)までにおいて同じ。)

a～n 略

o 肝臓機能障害 1級から3級までの各級

(キ)及び(ク) 略

(ケ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める重度障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両

a～k 略

l 肝臓機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

(コ)及び(サ) 略

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア～オ 略

別表第2(第7条の2関係)

路線名	区間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (姫路鳥取 線)	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速 自動車国道中国横断自動車道 (姫路鳥取線)智頭インターチ ェンジから鳥取市本高地内高速 自動車国道中国横断自動車道

止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。)の対象から除外する車両

ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)～(オ) 略

(カ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両(当該者を輸送する車両を含む。(キ)から(サ)までにおいて同じ。)

a～n 略

(キ)及び(ク) 略

(ケ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める重度障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両

a～k 略

(コ)及び(サ) 略

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア～オ 略

別表第2(第7条の2関係)

路線名	区間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (姫路鳥取 線)	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速 自動車国道中国横断自動車道 (姫路鳥取線)智頭インターチ ェンジから鳥取市河原町徳吉地 内高速自動車国道中国横断自動

	(姫路鳥取線)鳥取インターチェンジまで
略	
一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで
一般国道29号	鳥取市菖蒲字深免133 - 1 から同市本高地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)鳥取インターチェンジまで
略	
一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市秋里地内秋里交差点まで
一般国道53号(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市河原町布袋地内一般国道53号と接続する地点から同市河原町稲常地内鳥取南インターチェンジまで
一般国道53号(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市西円通寺地内一般国道53号と接続する地点から同地内鳥取南インターチェンジまで
略	
主要地方道鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目地内産業道路交差点から同市国府町新通り三丁目地内県道奥谷正蓮寺線と接続する地点まで
主要地方道秋里吉方線	鳥取市秋里地内一般国道9号と接続する地点又は同市江津地内一般国道9号と接続する地点から同市天神町地内天神町交差点まで
略	
主要地方道米子境港線	米子市加茂町二丁目地内一般国道9号と接続する地点から境港市外江町地内境港市道外港外江線と接続する地点まで
略	
一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接続する地点まで
略	

	車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジまで
略	
一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで
略	
一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接する地点から同市秋里地内秋里交差点まで
略	
主要地方道鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目地内産業道路交差点から同市国府町新通り三丁目地内県道奥谷正蓮寺線と接続する地点まで
略	
主要地方道米子境港線	境港市小篠津町地内境港市道空港線と接続する地点から同市外江町地内境港市道外港外江線と接続する地点まで
略	
一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接する地点
略	

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

通 行 禁 止 駐 車 禁 止 高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制 時間制限駐車区間規制		除外車指定申請書	
鳥取県公安委員会 様		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	
車両の種類		車両登録番号	
除外の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
指定を必要とする理由			
第 号			
通 行 禁 止 駐 車 禁 止 高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制 時間制限駐車区間規制		除外車指定証	
上記のとおり指定します。ただし、次の条件に従ってください。			
条件			
		年 月 日	
		鳥取県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第1号の2(第3条関係)

(その1)

(表)

		番 号	号
通 行 禁 止			
駐 車 禁 止			
高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制	除 外 指 定 車		
時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制			
使 用 中			
車 両 登 録 番 号			
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先 / 用務先	別紙のとおり		
有 効 期 限	年	月	日まで
発 行 日	年	月	日
鳥 取 県 公 安 委 員 会			印

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）

法定駐車禁止規制の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、交付を受けた本人等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、別紙（交付を受けた本人その他の者により運転者の連絡先又は用務先を読みやすく記載した文書）とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

(その2)

(表)

		番 号	号
通 行 禁 止			
駐 車 禁 止			
高齡運転者等専用時間制限駐車区間規制	除 外 指 定 車		
時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制			
色素性乾皮症患者使用中			
車両登録番号			
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先 / 用務先		別紙のとおり	
有 効 期 限	年 月 日まで		
除 外 時 間	昼間（日の出から日没まで）に限る。		
発 行 日	年 月 日		
鳥 取 県 公 安 委 員 会			印

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
法定駐車禁止規制の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、交付を受けた本人等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、別紙（交付を受けた本人その他の者により運転者の連絡先又は用務先を読みやすく記載した文書）とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - （1）有効期限が経過したとき。
 - （2）亡失した標章を発見したとき。
 - （3）使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。
- 2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中第24条の改正規定は平成22年3月26日から、第1条中別表第1第5号の改正規定及び第2条の規定は平成22年4月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 鳥取県公安委員会が、この規則の施行の日前に交付した改正前の鳥取県道路交通法施行細則別表第1第2号コの規定による指定に係る指定証及び標章（以下「指定証等」という。）であって、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該指定証等の有効期限が到来するまでの間、改正後の鳥取県道路交通法施行細則別表第1第2号コの規定による指定に係る指定証等とみなす。